「知多木綿のふるさと岡田」http://okadamachinami.com/

知多綿織物

知多岡田の織物工場従業員の勤務状況

	戦前~戦中	戦後(昭和20~30年代)
	工場法(1911(明治44)年成立) 16歳未満の児童及び女子の労働時間 一日12時間以内、深夜労働禁止 12歳未満の児童雇用禁止 上記は15人以上使用の工場が適用 例外規定多し	憲法による労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権) 動権) 労働三法(労働組合法、労働関係調整法、労働基準法)
	1日12時間	1日8時間
	5時30分起床 6時~12時、12時15分~18時	日勤 8時~17時(内1時間休) 早番 5時~13時45分 後番 13時~23時 早番、後番の入替時時 1日休
休 日	1日、15日(月2日)	週1日
帰省	正月7日間 盆7日間	正月7日間 盆2間
	恵那方面出身者は正月のみ	
	4月のお祭り、11月の農上り 織数による歩合給 年2回工場より親許へ送金支	 時間給、本人へ支払
給 料ボーナス	払、本人は親から小遣いを貰う。 フ~8反の反物現物支給	現金支払
その他	工場主催の慰安会、秋の運動会など昭和10年頃から裁縫教室を開く工場もあった。 中七本社全景(大正時代)	昭和30年代慰安会復活 ガチャ万景気は経営者のみ 岡田で最初の木綿工場、中七木綿第一工場
	相談を 作り行政が	昭和時代の工場内部

『知多木綿発祥の地・岡田繁栄の歴史』より